

一宮市産業廃棄物等不適正処理に係る行政処分要綱

(目的)

第1 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、産業廃棄物等の不適正処理に係る行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) この要綱において「事業者」とは、産業廃棄物の排出者、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器保管等業者、法第21条の3第1項に規定する元請業者若しくは同条第2項に規定する下請負人又は国外から廃棄物を輸入した者をいう。
- (2) この要綱において「事業」とは、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業をいう。
- (3) この要綱において「処理業者」とは、事業に係る一宮市長の許可を受けた者をいう。
- (4) この要綱において「認定業者」とは、一宮市長から二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者をいう（法第12条の7第1項）。
- (5) この要綱において「処理施設」とは、一宮市長の許可を受けた産業廃棄物処理施設をいう。
- (6) この要綱において「設置者」とは、処理施設を設置している者をいう。
- (7) この要綱において「認定熱回収施設設置者」とは、一宮市長から熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者として認定を受けた者をいう（法第15条の3の3）。
- (8) この要綱において「処理基準等」とは、産業廃棄物処理基準（法第12条第1項）、産業廃棄物保管基準（法第12条第2項）、特別管理産業廃棄物処理基準（法第12条の2第1項）、特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項）又は有害使用済機器の保管及び処分に関する基準（法第17条の2第2項）をいう。
- (9) この要綱において「委託基準」とは、事業者の産業廃棄物委託基準（法第12条第5項、第6項）又は特別管理産業廃棄物委託基準（法第12条の2第5項、第6項）をいう。
- (10) この要綱において「産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令」とは、事業者、運搬受託者又は処分受託者に対し、法第12条の6第1項に規定する勧告に係る措置をとるべきことを命ずることをいう（法第12条の6第3項）。
- (11) この要綱において、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し」とは、認定業者の特例認定を取り消すことをいう（法第12条の7第10項）。
- (12) この要綱において「事業の停止命令」とは、処理業者に対し、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう（法第14条の3、第14条の6）。
- (13) この要綱において「事業の許可の取消し」とは、処理業者の事業に係る許可を取り消すことをいう（法第14条の3の2、第14条の6）。
- (14) この要綱において「処理施設の改善命令」とは、設置者に対し、期限を定めて処理施設につき必要な改善を命ずることをいう（法第15条の2の7）。

- (15) この要綱において「処理施設の使用停止命令」とは、設置者に対し、期限を定めて処理施設の使用の停止を命ずることをいう（法第15条の2の7）。
- (16) この要綱において「処理施設の許可の取消し」とは、処理施設の設置許可を取り消すことをいう（法第15条の3）。
- (17) この要綱において「熱回収施設設置者の認定の取消し」とは、認定熱回収施設設置者の認定を取り消すことをいう（法第15条の3の3第5項）
- (18) この要綱において「土地形質変更の計画変更命令」とは、法第15条の17第1項に規定する指定区域内における土地の形質の変更について、法第15条の19第1項に規定する届出をした者に対し、土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることをいう（法第15条の19第4項）。
- (19) この要綱において「改善命令」とは、事業者又は処理業者に対し、期限を定めて、廃棄物等の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることをいう（法第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。））。
- (20) この要綱において「措置命令」とは、処理基準等に適合しない処理を行った者等に対し、期限を定めて生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることをいう（法第19条の5第1項（法第17条の2第3項又は法第19条の10第2項において準用する場合を含む。））、法第19条の6第1項）。
- (21) この要綱において「土地形質変更に関する措置命令」とは、法第15条の17第1項に規定する指定区域内において法第15条の19第4項の環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることをいう（法第19条の11第1項）。
- (22) この要綱において「事故時の応急措置命令」とは、産業廃棄物の処理施設で法第21条の2第1項の政令で定めるものを設置する者が事故時の応急の措置を講じていないと認めるときに、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることをいう（法第21条の2第2項）。
- (23) この要綱において「違反行為」とは、法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。
- (24) この要綱において「都道府県等」とは、都道府県及び法第24条の2第1項の政令で定める市をいう。

（行政処分の種類）

第3 この要綱において行政処分とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条の6第3項に規定する産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令
- (2) 法第12条の7第10項に規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し
- (3) 法第14条の3又は法第14条の6に規定する事業の全部又は一部の停止命令
- (4) 法第14条の3の2又は法第14条の6に規定する事業の許可の取消し
- (5) 法第15条の2の7に規定する処理施設の改善命令又は使用停止命令
- (6) 法第15条の3に規定する処理施設の許可の取消し
- (7) 法第15条の3の3第5項に規定する熱回収施設設置者の認定の取消し
- (8) 法第15条の19第4項に規定する土地形質変更の計画変更命令
- (9) 法第19条の3に規定する改善命令
（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）
- (10) 法第19条の5第1項又は第19条の6第1項に規定する措置命令

(法第17条の2第3項又は法第19条の10第2項において準用する場合を含む。)

(11) 法第19条の11第1項に規定する土地形質変更に関する措置命令

(12) 法第21条の2第2項に規定する事故時の応急措置命令

(行政処分の基準)

第4 事業者、処理業者認定業者又は設置者に対する行政処分を行う場合の基準は別表のとおりとする。

(瑕疵による許可の取消し)

第5 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該許可を職権により取り消すものとする。

(処分の加重軽減)

第6 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める処分内容に加重して処分することができる。

(1) 過去に法又は法に基づく行政処分に違反して刑事処分又は行政処分を受けたことがある者

(2) 大量の廃棄物の処理に係る違反行為を行った者

(3) 特別管理産業廃棄物の処理に係る違反行為を行った者

(4) 生活環境の保全上支障を生じさせた者

(5) その他加重するに足る相当の理由があると認められる者

2 次の各号すべてに該当する事項を斟酌して、別表に定める処分内容を軽減して処分することができる。

(1) 違反行為後、速やかに自ら適切な改善措置を講じたとき。

(2) 改悛の情が著しいとき。

(3) 生活環境の保全上支障を生じさせなかったとき。

(手続)

第7 行政処分の手続きは、法、行政手続法（平成5年法律第88号）、一宮市聴聞手続規則（平成8年一宮市規則第41号）及び行政処分の指針（令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところにより行うものとする。

(公表)

第8 行政処分を行ったときは、原則、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとする。

(関係都道府県等との協議)

第9 行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じ、関係する都道府県等と処分の内容及び時期について協議するものとする。

(関係機関への通知)

第10 事業の停止命令、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令、処理施設の許可の取消し又は瑕疵による許可の取消し等をしたときは、その事実を環境省及び都道府県等に通知するものとする。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

許可取消し又は停止命令 の要件(①、②の違反行為は罰条をもって記載)		処 分 内 容
① 第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号及び第 1 5 条の 3 第 1 項第 2 号		
無許可営業 (第 2 5 条第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (同項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (同項第 3 号) 不正手段による事業の範囲変更許可取得 (同項第 4 号) 事業停止命令・措置命令違反 (同項第 5 号) 委託基準違反 (同項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (同項第 7 号) 処理施設無許可設置 (同項第 8 号) 不正手段による処理施設設置許可取得 (同項第 9 号) 処理施設無許可変更 (同項第 1 0 号) 不正手段による処理施設変更許可取得 (同項第 1 1 号) 廃棄物の無確認輸出 (同項第 1 2 号) 受託禁止違反 (同項第 1 3 号) 廃棄物の投棄禁止違反 (不法投棄) (同項第 1 4 号) 廃棄物の焼却禁止違反 (不法焼却) (同項第 1 5 号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反 (同項第 1 6 号) 廃棄物の無確認輸出・不法投棄・不法焼却の未遂(同条第 2 項) 委託基準違反、再委託違反 (第 2 6 条第 1 号) 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (同条第 2 号) 処理施設無許可譲受け・無許可借受け (同条第 3 号) 国外廃棄物の無許可輸入 (同条第 4 号) 輸入許可条件違反 (同条第 5 号) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(同条第 6 号) 廃棄物の無確認輸出予備 (第 2 7 条) 事業等の停止処分に該当する違反行為が複数の場合 事業等の停止を命ぜられてから 2 年以内に再度事業等の停止処分に該当する違反行為を行った場合		許可取消し
② 法第 1 4 条の 3 第 1 号及び第 1 5 条の 2 の 7 第 3 号		
虚偽の産業廃棄物管理票交付 (第 2 7 条の 2 第 6 号) 産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反 (同条第 1 1 号) 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反 (第 2 8 条第 2 号)		停止 9 0 日
処理施設使用前検査受検義務違反 (第 2 9 条第 2 号)		停止 6 0 日
産業廃棄物管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (第 2 7 条の 2 第 1 号) 産業廃棄物管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第 2 号) 産業廃棄物管理票回付義務違反 (同条第 3 号) 産業廃棄物管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第 4 号) 産業廃棄物管理票・同写し保存義務違反 (同条第 5 号) 引受禁止違反 (同条第 7 号) 虚偽産業廃棄物管理票写し送付・虚偽報告 (同条第 8 号) 電子管理票虚偽登録 (同条第 9 号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(同条第 1 0 号) 保管届出義務違反 (第 2 9 条第 1 号 (第 1 2 条第 3 項又は第 1 2 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 処理困難通知義務違反・虚偽通知(同条第 4 号) 処理困難通知保存義務違反(同条第 5 号) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (同条第 6 号) 帳簿備付け・記載・虚偽記載・保存義務違反 (第 3 0 条第 1 号) 事業廃止・変更届出・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出 (同条第 2 号) 定期検査拒否・妨害・忌避 (同条第 3 号) 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反 (同条第 4 号) 産業廃棄物処理責任者等設置義務違反 (同条第 5 号) 報告拒否、虚偽報告 (同条第 7 号) 立入検査拒否・妨害・忌避 (同条第 8 号) 技術管理者設置義務違反 (同条第 9 号)		停止 3 0 日
事故時の応急措置命令違反 (第 2 9 条第 7 号)		応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為		停止 1 0 日
③ 法第 1 4 条の 3 第 2 号、第 1 4 条の 3 の 2 第 2 項並びに第 1 5 条の 2 の 7 第 1 号、第 2 号及び第 1 5 条の 3 第 2 項		
改善が可能な場合		改善に必要な期間の停止
改善が不可能な場合		許可取消し
④ 法第 1 4 条の 3 第 3 号及び第 1 5 条の 2 の 7 第 4 号		停止 3 0 日